

別表第1（第2条関係）

(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(2)	ア 病院、診療所又は助産所 イ 薬局 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所
(3)	劇場、映画館又は演芸場
(4)	観覧場
(5)	ア 集会場又は公会堂 イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(6)	展示場
(7)	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
(8)	公衆浴場
(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
(10)	銀行その他の金融機関
(11)	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
(12)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）
(13)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(14)	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
(15)	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
(16)	官公庁施設
(17)	前各項又は別表第2の各項に掲げる公共的施設が所在する建築物又は工作物（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の一般公共の用に供される区域に限る。）

備考 この表に掲げる公共的施設には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型性風俗特殊営業等」という。）を営む店舗を含まないものとする。

別表第2（第2条関係）

(1)	ア 飲食店 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、待合、料理店その他これらに類するもの
(2)	ホテル、旅館その他これらに類するもの
(3)	ア ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの イ ダンスホール、マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの ウ 競馬場外の勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売場その他これらに類するもの
(4)	前各項又は別表第1の(1)の項から(15)の項までに該当しないサービス業を営む店舗

備考 この表に掲げる公共的施設には、店舗型性風俗特殊営業等を営む店舗を含まないものとする。

**【趣旨】**

別表第1及び別表第2は、公共的施設を、各施設の性格ごとに区分して掲げることにより、本条例の規制の対象となる施設の特定に資するようにしたものである。なお、同じ表の項間において、規制の内容が異なるものではないので、例えば、ある施設について、集会場（別表第1(5)ア)に該当するにしても、展示場（別表第1(6)）に該当するにしても、本条例の適用に差異が生じるものではない。

**【解説】**

本条例の対象となる施設を第1種施設と第2種施設のいずれに区分するかについては、施設に対する社会的評価や社会通念を加味しつつ、次の表に示す判定基準に沿って総合的に評価したものである。

なお、公共的施設の範囲については第2条第3号、公共的施設の単位（判断基準）については第9条の解説を参照のこと。

判定基準	第1種施設	第2種施設
① 利用しないとすることができるか。（施設の代替性）	・代替性が低い。 ・施設の数が少ない。	・第1種施設に比較して代替性が高い。 ・施設の数が比較的多い。
② 未成年者、とりわけ、子どももの利用はあるか。（健康リスクが高い者の利用）	受動喫煙の健康リスクが高い者の利用が多い。	利用者に未成年者が少なく、第1種施設に比して、受動喫煙の健康リスクは高くない。
③ 人が通常の日常生活や社会生活を営む上で利用不可欠か。（利用の頻度・目的）	・日常的に利用する。 ・健康の回復や維持のために利用する。	日常的というよりも、趣味や嗜好によって利用する。
④ 利用者がたばこの煙に曝露する量や時間はどの程度か。（たばこの煙の曝露範囲）	一度に多数の者が利用するので、たばこの煙に曝露する者の範囲は広い。	施設の規模、利用時間から、たばこの煙に曝露する者の範囲はそれほど広くない。

## 1 別表第1に掲げる施設

### (1) (1)の項に掲げる施設（教育施設）

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

本項に掲げる施設は、教育施設である。

#### 【解説】

- ・「幼稚園」とは、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするものをいう。」（学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第22条）
- ・「小学校」とは、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とするものをいう。」（学校教育法第29条）
- ・「中学校」とは、「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とするものをいう。」（学校教育法第45条）
- ・「義務教育学校」とは、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一環して施すことを目的とするものをいう。」（学校教育法第49条の2）
- ・「高等学校」とは、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とするものをいう。」（学校教育法第50条）
- ・「中等教育学校」とは、「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とするものをいう。」（学校教育法第63条）
- ・「大学」とは、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とするものをいう。」（学校教育法第83条）
- ・「特別支援学校」とは、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とするものをいう。」（学校教育法第72条）
- ・「専修学校」とは、「学校教育法第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）をいう。」（学校教育法124条）
- ・「各種学校」とは、「学校教育法第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び専修学校の教育を行うものを除く。）をいう。」（学校教育法第134条）
- ・「その他これらに類するもの」には、《学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様な用途に供される、学習塾、そろばん塾、華道教室、編物教室、料理教室等が該当する。》（消防法施行令逐条解説）

(2) (2)の項に掲げる施設（医療施設）

ア 病院、診療所又は助産所  
イ 薬局  
ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の施術所

本項に掲げる施設は、医療施設である。

【解説】

- ・「病院」とは、「医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。」（医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5第1項）
- ・「診療所」とは、「病院と同様の施設であるが、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。」（医療法第1条の5第2項）
- ・「助産所」とは、「助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。」（医療法第2条第1項）
- ・「薬局」とは、「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成4年5月20日法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいい、往診のみによって獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。）の調剤所を除く。」（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法（昭和35年8月10日法律第145号）第2条第12項）
- ・「施術所」とは、「あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうの業務を行う施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年12月20日法律第217号）第7条）、及び柔道整復師が柔道整復の業務を行う場所をいう。」（柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）第2条第2項）

(3) (3)の項に掲げる施設（文化系の興行を主とする興行場）

劇場、映画館又は演芸場

本項に掲げる施設は、興行場（映画、演劇、音楽、演芸等を公衆に見せ、又は聞かせる施設（興行場法（昭和23年7月12日法律第137号）第1条）のうち、主に芸能・芸術に関する興行を行う施設である。

【解説】

- ・「劇場」とは、「主として演劇、舞踏、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて、これらの用に供する客席を有するものをいう。」（消防法施行令逐条解説）
- ・「映画館」とは、「主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて、これらの用に供する客席を有するものをいう。」（消防法施行令逐条解説）
- ・「演芸場」とは、「落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて、これらの用に供する客席を有するものをいう。寄席等はこれに該当すると解される。」（消防法施行令逐条解説）
- ・その施設での催物が芝居であったり、映画であったり、あるいはショーダンスであったりして一定しないものが、上のいずれに属するかは、主たる催物の頻度によって決定することになるが、いずれの結果になっても規制は同一である。

(4) (4)の項に掲げる施設（スポーツ系の興行・多目的利用を主とする興行場）

**観覧場**

本項に掲げる施設は、興行場のうち、スポーツや、コンサート等の多目的な用途に利用できる施設であって、例えば、スタンド（階段状の客席）を有する野球場、陸上競技場、競馬場、競輪場等のスポーツ施設や、格闘技、コンサート、サーカスといった多彩な興行が開催されるアリーナがこれに該当する。

**【解説】**

- ・「観覧場」とは、《スポーツ、観せ物等を観覧する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。競馬場、競輪場、運動施設（野球場、相撲場、各種競技場、体育館、拳闘場等）で公衆を収容する客席を有するものがこれに属する。動物園の獣舎、植物園の温室、水族館等、観覧のための客席を有しないものは含まれない。》（消防法施行令逐条解説）
- ・野球場、サッカー場等もつばら競技等に使用するための施設でも客席を有しないものは含まれない（(7)の運動施設に該当）。

(5) (5)の項に掲げる施設（集会施設）

**ア 集会場又は公会堂**

**イ 火葬場又は納骨堂**

**ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの**

本項に掲げる施設は、集会、会議、社交、冠婚葬祭等の目的で公衆の集合する施設である。

**【解説】**

- ・「集会場」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。小規模な公民館（社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第20条）などがこれに属する。専門結婚式場の用に供される場合は、これに属する。
- ・「公会堂」とは、《集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、通常国又は地方公共団体の管理に属するものをいう。公会堂と称するもののほか、市民会館、福祉会館等でこれに属するものがある。》（消防法施行令逐条解説）
- ・「火葬場」とは、「火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。」（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）第2条第7項）
- ・「納骨堂」とは、「他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。」（墓地、埋葬等に関する法律第2条第6号）
- ・「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」とは、宗教法人の境内建物をいい、「本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）」（宗教法人法（昭和26年4月3日法律第126号）第3条第1号）と定義される。これらの境内建物のうち、主に公衆が集合して宗教上の礼拝を行う施設が条例の対象となり、宗教の名称は問わない。

(6) (6)の項に掲げる施設（展示場）

**展示場**

本項に掲げる施設は、主に見本市（商品見本を展示して宣伝、紹介を行い、大量取引をなすための場）のため会場（展示ホール）として利用される施設である。

**【解説】**

- ・「展示場」とは、見本市、博覧会、画廊、ギャラリー等の会場の用に供される施設であつて、特定の催事等に利用する施設である。

(7) (7)の項に掲げる施設（運動施設）

**体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設**

本号に掲げる施設は、ボーリング場や屋内アイススケート場などのように、競技性のみならず、娯楽性をも兼ね備えた施設を含む運動施設である。

なお、これらの施設内における公共的空間は、クラブハウス、ロッカールーム等の屋内部分（施設内のレストランについては、飲食店に該当する場合は多いもの考えられる。）に限られる。

**【解説】**

- ・「体育館」とは、『各種のスポーツを必要に応じて室内で行うことができるように多目的に設備された施設をいう。』（日本標準産業分類）
- ・「水泳場」とは、『水泳競技を行うための施設をいう。』（日本標準産業分類）
- ・「ボーリング場」とは、『ボウリング競技を行うための施設をいう。』（日本標準産業分類）
- ・「その他の運動施設」には、ゴルフ場『ゴルフ競技を行うための施設をいう。』（日本標準産業分類）、ゴルフ練習場『ゴルフの練習施設をいう。』（日本標準産業分類）、テニス場『テニス競技を行うための施設をいう。』（日本標準産業分類）、バットニング・テニス練習場『バットニング及びテニスの練習施設をいう。』（日本標準産業分類）フィットネスクラブ『室内プール，トレーニングジム，スタジオなどの運動施設を有し，会員に提供する施設をいう。』（日本標準産業分類）などが該当する。

(8) (8)の項に掲げる施設（公衆浴場）

**公衆浴場**

本項に掲げる施設は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設（公衆浴場法（昭和23年7月12日法律第139号）第1条第1項）である。

**【解説】**

- ・公衆浴場とは、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」（公衆浴場法第1条第1項）と定義され、銭湯だけでなく、サウナ、スーパー銭湯なども含まれる。

(9) (9)の項に掲げる施設（百貨店・商店）

**百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗**

本項に掲げる施設は、陳列棚やショーケース等に物品を陳列して、これを商品として販売する卸売業、又は小売業の店舗である。

なお、商品を収納した自動販売機のみが設置してある施設は、人的設備がなく、客と直接対面して販売するものではないので、本項に掲げる施設には該当しない。

**【解説】**

- ・「百貨店」とは、《物品販売業を営む大規模な店舗をいう。百貨店は、旧百貨店法において「物品販売業であって床面積の合計が千五百平方メートル（大都市区域にあつては三千平方メートル）以上のもの」と定義されていた。昭和48年、旧百貨店法は廃止されたが、「百貨店」という名称が一般に定着していたためにそのまま残されたものである。》（消防法施行令逐条解説）
- ・「マーケット」とは、《通常、多数の種類の商品を販売する施設であつて、経営主体を異にする複数の店舗が一の建築物又は工作物の内部にあつて集团的な店舗の態様をなし、かつ、通常、共通の出入口及び通路を有するものをいう。》（消防法施行令逐条解説）

(10) (10)の項に掲げる施設（金融機関）

**銀行その他の金融機関**

本項に掲げる施設は、銀行業、協同組織金融業、金融商品取引業又は保険業を営む金融機関の営業店舗である。

なお、現金自動預払機（ATM）のみが設置してあるいわゆる無人店舗については、本項に掲げる施設には該当しない。

**【解説】**

- ・次に掲げる、金融業又は保険業を営む事業所が分類される。
- ・「中央銀行」：日本銀行を指し、「我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。」（日本銀行法（平成9年6月18日法律第89号）第1条第1項）
- ・「銀行」：「内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。」（銀行法（昭和56年6月1日法律第59号）第2条第1項）  
この「銀行業」とは、「次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。  
一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。  
二 為替取引を行うこと。」と定義される。（銀行法第2条第2項）
- ・「信託銀行」：金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年3月11日法律第43号）第1条に規定する業務を行う金融機関であり、「他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法第2条第1項に規定する信託業及び次に掲げる業務を営むことができる。」（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項）とされる。
- ・「信用金庫」：信用金庫法（昭和26年6月15日法律第238号）第53条に規定する業務を行う金融機関であり、『会員及び会員外から広く預金を受け入れ、主として会員である中小企業者に資金を融通する金融機関』（日本標準産業分類）をいう。
- ・「信用協同組合」：中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）第9条の2に規定する業務を行う金融機関であり、『原則として組合員のみから預金を受け入れ、主として組合員である中小企業者に資金を融通する組合』（日本標準産業分類）をいう。
- ・「商工組合中央金庫」：株式会社商工組合中央金庫法（平成19年6月1日法律第74号）第21条に規定する業務を行う金融機関であり、『債券を発行し、主として出資者である組合及びその構成員等から預金を受け入れ、これらに対し資金を融通する金融機関』（日本標準

準産業分類)をいう。

- ・「労働金庫」：労働金庫法（昭和28年8月17日法律第227号）第58条に規定する業務を行う金融機関であり、『労働組合、消費生活協同組合等からの預金の受け入れを行い、これら団体の行う福利共済活動を推進するための資金を融通する金融機関』（日本標準産業分類）をいう。
- ・「農林中央金庫」：農林中央金庫法（平成13年6月29日法律第93号）第54条に規定する業務を行う金融機関であり、『農林水産系統組合の中央機関として、組合等から預金を受け入れるとともに債券を発行し、組合等に金融上の便益を供する機関』（日本標準産業分類）をいう。
- ・「信用農業協同組合連合会」：農業協同組合法（昭和22年11月19日法律第132号）第10条に規定する業務を行う金融機関であり、『農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間にあつて、地域的親金融機関として農業協同組合に金融上の便益を供する機関』（日本標準産業分類）をいう。
- ・「農業協同組合」：農業協同組合法第10条に規定する業務を行うものであり、『組合の事業所のうち、組合員である農業者に金融上の便益を供することを専業とする事業所』（日本標準産業分類）をいう。
- ・「信用漁業協同組合連合会」、「信用水産加工業協同組合連合会」：それぞれ水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）第87条及び第97条に規定する業務を行うものであり、『農林中央金庫と信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合の中間にあつて、地域的親金融機関として漁業協同組合及び水産加工業協同組合に金融上の便益を供する機関の事業所』（日本標準産業分類）をいう。
- ・「漁業協同組合」、「水産加工業協同組合」：それぞれ水産業協同組合法第11条及び第93条に規定する業務を行うものであり、『組合の事業所のうち、組合員である漁業者又は水産加工業者に金融上の便益を供することを専業とする事業所』（日本標準産業分類）をいう。
- ・「政府関係金融機関」：『特別の法律により設置された政府が出資する法人で、設置目的のための貸付け、資産管理等の業務を行う公庫等、独立行政法人の事業所をいう。』（日本標準産業分類）
- ・「株式会社日本政策金融公庫」：株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号）第11条に規定する業務を行う金融機関であり、政策金融改革の一環として、平成20年10月1日に、国民生活に深くかかわる国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫と、国際協力銀行の国際金融等業務部門の、合わせて4つの政策金融機関が統合されて発足した。
- ・「株式会社日本政策投資銀行」：株式会社日本政策投資銀行法（平成19年6月13日法律第85号）第3条に規定する業務を行う金融機関であり、政策金融改革の一環として、平成20年10月1日に、特殊法人で特殊銀行の日本政策投資銀行（旧DBJ）を解散し、特殊会社たる株式会社日本政策投資銀行（新DBJ）として新たに発足した。
- ・「独立行政法人住宅金融支援機構」：独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）第13条に規定する業務を行う金融機関であり、住宅金融公庫の業務を継承した独立行政法人である。現在、神奈川県に支店・営業所等は設置していない。
- ・「貸金業を営む店舗」：「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）で業として行うものをいう。」（貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）第2条第1項）
- ・「金融商品取引業を営む店舗」：金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第35条に規定する業務を行う金融機関であり、『金融商品取引法に基づき主務大臣の登録を受け、主として流動性の高い有価証券の売買等、店頭デリバティブ取引、流動性の低い権利（み



なし有価証券)の売買等を行う事業所』(日本標準産業分類)をいう。

- 「保険業を営む店舗」：「人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険の引受けを行う事業をいう。」(保険業法(平成7年6月7日法律第105号)第2条)

(11) (11)の項に掲げる施設（公益事業の営業所）

郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所

本項に掲げる施設は、公益事業の営業所である。

【解説】

- ・「郵便事業」とは、主に「郵便法の規定により行う郵便の業務」（郵便事業株式会社法（平成17年10月21日法律第99号）第3条第1項第1号）及び「国の委託を受けて行う印紙の売りさばき」（郵便事業株式会社法第3条第1項第2号）を行う事業をいう。
- ・「電気通信事業」とは、「電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業」（電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第2条第4号）
- ・「電気事業」とは、「一般の需要に応じ電気を供給する事業」（電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条第1項第1号）をいう。
- ・「ガス事業」とは、「一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業」（ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）第2条第1項）をいう。
- ・「水道事業」とは、「一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。」（水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第3条第2項）及び「給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。」（水道法第3条第3項）
- ・「熱供給事業」とは、「一般の需要に応じ熱供給を行なう事業（使用するボイラーその他の政令で定める設備の能力が政令で定める基準以上のものに限り、もっぱら一の建物内の需要に応じ熱供給を行なうものを除く。）をいう。」（熱供給事業法（昭和47年6月22日法律第88号）第2条第2項）

(12) (12)の項に掲げる施設（公共交通機関）

ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設  
イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）

本項アに掲げる施設は、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設である。

本項イに掲げる「電車、自動車その他の車両又は船舶」とは、公共交通機関を利用する旅客の運送の用に供される鉄道及び軌道（モノレール、新交通システム等もこれに該当する。）の電車の車両、一般乗合バス、タクシー又は乗合運行されるシーバス、遊覧船、観光船等の船舶である。

なお、その路線等の起点及び終点の所在地が県内にあるものに限定したのは、条例の属地主義の観点及び本条例の円滑な運用を総合的に勘案したことによるものである。

【解説】

- ・アは「旅客施設」であり、「次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
  - イ 鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）による鉄道施設
  - ロ 軌道法（大正10年4月14日法律第76号）による軌道施設
  - ハ 自動車ターミナル法（昭和34年4月15日法律第136号）によるバスターミナル
  - ニ 海上運送法（昭和24年6月1日法律第187号）による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）第2条第5号（二））
- ・「電車」とは、単独、または複数の客・貨車（運搬具）に動力となる電動機を装備し、かつ、それらを制御する運転台を有し、急勾配線区などを除く通常の運転に際し、機関車などの動力車を必要としない鉄道車両である。

主電動機を備えた客車・貨車及びこれと連結運転される客車などの総称。これに軌道あるいは空中に架した電線から電流を伝えて運転する。（広辞苑）
- ・「自動車」とは、旅客自動車運送事業「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」（道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）第2条第3項）の用に供されるものをいい、バス、タクシーなどが該当する。
- ・「その他の車両」には、鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両のほか、モノレール、新交通システムなど軌道法第3条に規定する運輸事業の用に供する車両、さらに、ロープウェー、ケーブルカーなどの索道もこれに該当する。（鉄道事業法第2条第5項）
- ・「船舶」とは、海上運送法第2条第4項に規定する旅客定期航路事業の用に供する船舶のうち、神奈川県内の海上（内水面を含む）を航行するものをいう。

(13) (13)の項に掲げる施設（社会教育施設）

**図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの**

本項に掲げる施設は、資料を収集し、保存する社会教育施設である。

**【解説】**

- ・「博物館、美術館」とは、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。」（博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第2条第1項）
- ・「図書館」とは、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。」（図書館法第2条第1項）図書館法第29条第1項の図書館同種施設もこれに該当する。
- ・「その他これらに類するもの」には、博物館法で規定する博物館に該当しない郷土館、記念館、見学コースを常設する工場等が該当する。

(14) (14)の項に掲げる施設（レクリエーション施設）

**動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの**

本項に掲げる施設は、動植物を展示し、又は遊具を設置して一般公衆の利用に供するレクリエーション施設であり、動物園、植物園、水族館、児童公園、遊園地等の名称の如何は問わないものであるが、博物館法の規定が適用される動物園、植物園、水族館等については前項の施設に該当する。いわゆるテーマパークもここに該当する。

なお、遊具が屋外のみを設置してある施設（屋外の遊び場として整備された公園等）については、公共的空間を持たないので本項のレクリエーション施設に該当しない。ただし、公園内に運動施設、飲食店等が所在する場合は、それぞれの施設ごとに条例を適用することとなる。

**【解説】**

- ・「動物園、植物園」は、博物館法の適用を受けることから、その定義は博物館と同じく「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設」（博物館法第2条第1項）とされる。
- ・「遊園地」とは、「メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設を設け、主として当該施設により客に遊戯をさせる営業の用に供する場所で、その入場について料金を徴するものをいう。」（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年11月7日政令第319号）第1条の3第3号）
- ・「その他これらに類するもの」には、テーマパークが該当する。

(15) (15)の項に掲げる施設（福祉施設）

老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター  
その他これらに類するもの

本項に掲げる施設は、福祉施設である。

【解説】

- ・「老人ホーム」とは、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。」（老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第29条第1項）
- ・「保育所」とは、「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。」（児童福祉法第39条第1項）
- ・「福祉ホーム」とは、「現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第26項）
- ・「老人福祉センター」とは、「無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。」（老人福祉法第20条の7）
- ・「児童厚生施設」とは、「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」（児童福祉法第40条）
- ・「身体障害者福祉センター」とは、「無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。」（身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第31条）
- ・「その他これらに類するもの」には、次に掲げる施設が該当する。

ア 児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項）

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

イ 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法第5条第1項）

身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

ウ 保護施設（生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条第1項）

救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設

エ 隣保館（社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第3項第11号）

オ 婦人保護施設（売春防止法（昭和31年5月24日法律第118号）第36条）

カ 母子福祉施設（母子及び寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）第39条第1項）

母子福祉センター及び母子休養ホーム

キ 母子健康センター（母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）第22条第2項）

ク 障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項）

ケ 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第25項）

コ 福祉ホーム（障害者総合支援法第5条第26項）

サ 老人福祉施設（老人福祉法第5条の3）

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター

シ 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

ス 介護老人福祉施設

特定施設（介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条第11項）、介護専用型特定施設（同条第20項）地域密着型介護老人福祉施設（同条第21項）、介護保険施設（同条第24項）及び介護老人福祉施設（同条第26項）

セ その他

地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第19条第1項第3号）、障害者就業・生活支援センター（同法第28条）、共同生活援助を行う住居（障害者総合支援法第5条第15項）、小規模多機能型居宅介護を行う施設（介護保険法第8条第18項）及び認知症対応型共同生活介護を行う住居（同条第19項）

(16) (16)の項に掲げる施設（官公庁施設）

**官公庁施設**

本項に掲げる施設は、前各項に掲げる施設に該当しない公共的空間を有する官公庁施設、典型的には、県民や事業者からの申告や申請、届出を受け付ける窓口、申請のあった書類を交付する窓口、相談のための窓口その他行政サービスを提供するための窓口を有している官公署をいうものである。

**【解説】**

- ・「官公庁施設」とは、『国又は地方公共団体の機関のうち、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署』をいう。（日本標準産業分類）

(17) (17)の項の施設（一般公衆用屋内通路）

**前各項又は別表第2の各項に掲げる公共的施設が所在する建築物又は工作物（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の一般公共の用に供される区域に限る。）**

本項に掲げる施設は、公共的施設がテナント（借主）として入居している建物や地下街の一般公衆用の通路部分である。

## 2 別表第2に掲げる施設

### (1) (1)の項に掲げる施設（飲食・遊興店）

ア 飲食店

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、待合、料理店その他これらに類するもの

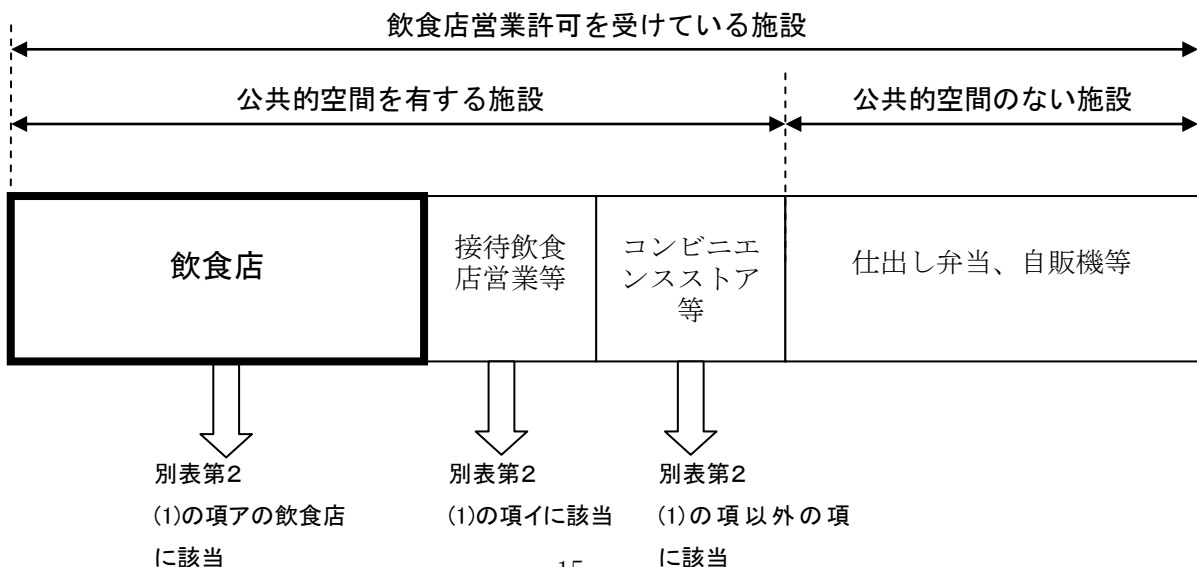
本項に掲げる施設は、飲食物の提供又は従業員が客を接待する施設である。

#### 【解説】

- ・「飲食店」とは、「設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営むもの」をいう。（風営法第2条第11項第3号）
- ・ただし、この営業許可を受けている施設であっても公共的空間を持たない施設と、主たる事業の目的が、他の公共的施設に該当する施設は、飲食店には該当しない。
- ・たとえば、仕出し弁当営業の施設や自動販売機は、客に飲食というサービスを提供する公共的空間を持たないことから、飲食店には該当しない。
- ・また、食品を調理して販売するコンビニエンスストアは、飲食店営業の許可を受けているが、主たる事業の目的は物品販売業に該当するので、飲食店には、該当しない。
- ・「キャバレー」とは、「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業」をいう。（風営法第2条第1項第1号）
- ・「カフェー」「待合」「料理店」とは、「設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」をいう。（風営法第2条第1項第2号）
- ・「ナイトクラブ」とは、「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（風営法第2条第1項第1号に該当する営業を除く）」をいう。（風営法第2条第1項第3号）
- ・「その他これらに類するもの」には、低照度飲食店、区画席飲食店等が該当する。  
 「低照度飲食店」とは、「喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を10ルクス以下として営むもの（第1号から第3号までに掲げる営業として営むものを除く。）」をいう。（風営法第2条第1項第5号）  
 「区画席飲食店」とは、「喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの」をいう。（風営法第2条第1項第6号）

#### ▼ 参考

飲食店営業許可施設と、本条例における飲食店の概念図



(2) (2)の項に掲げる施設（宿泊施設）

ホテル、旅館その他これらに類するもの

本項に掲げる施設は、宿泊施設である。

なお、宿泊施設の客室については、公共的空間から除外されていることに留意する（第2条第2号の解説を参照）。

**【解説】**

- ・「ホテル」とは、「洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。」（旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）第2条第2項）
- ・「旅館」とは、「和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。」（旅館業法第2条第3項）
- ・「その他これらに類するもの」には、民宿、ペンション、カプセルホテル等の「簡易宿所」が該当する。これは、「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。」（旅館業法第2条第4項）



(3) (3)の項に掲げる施設（娯楽施設）

ア ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの  
イ ダンスホール、マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの  
ウ 競馬場外の勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売場その他これらに類するもの

本項に掲げる施設は、娯楽施設である。

なお、本項イに掲げる施設のうち次の施設については、第21条に規定する特例第2種施設の要件を満たすことに留意する。

- ・ マージャン屋 風営法第2条第1項第7号該当
- ・ ぱちんこ屋                      "                      第7号該当

【解説】

- ・ 「ゲームセンター」とは、「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」の用に供する施設をいう。（風営法第2条第1項第8号）
- ・ 「カラオケボックス」とは、『個室において、主としてカラオケを行うための施設を提供する事業所』（日本標準産業分類）、「遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗」（消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）別表第1(2)ニ）をいう。
- ・ アの「その他これらに類するもの」には、スロットマシン場、ビンゴゲーム場、ダーツ場等が該当する。
- ・ 「ダンスホール」とは、「設備を設けて客にダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第1号若しくは第3号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）」の用に供する施設をいう。
- ・ 「マージャン屋」及び「ぱちんこ屋」とは、「設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」（風営法第2条第1項第7号）の用に供する施設をいう。
- ・ イの「その他これらに類するもの」には、ビリヤード場、将棋所、碁会所等が該当する。
- ・ 「競馬場外の勝馬投票券発売所」とは、「競馬場外の勝馬投票券発売所をいう。」（競馬法施行令（昭和23年8月19日政令第242号）第2条第1項）
- ・ 「場外車券売場」とは、「競輪場外に設置された車券の発売等の用に供する施設をいう。」（自転車競技法（昭和23年8月1日法律第209号）第5条第1項）
- ・ 「場外勝舟投票券発売所」とは、「競走場外に設置された舟券の発売等の用に供する施設をいう。」（モーターボート競走法（昭和26年6月18日法律第242号）第5条第1項）
- ・ ウの「その他これらに類するもの」には、競馬場外の払戻金交付所が該当する。

(4) (4)の項に掲げる施設（その他のサービス業を営む店舗）

前各項又は別表第1の(1)の項から(15)の項までに該当しないサービス業を営む店舗

本項に掲げる施設には、別表第1及び別表第2に個別に掲げるサービス業の施設以外のすべてのサービス業を営む店舗が該当する。

【解説】

・本項に該当する施設の例は次のとおりである。

▼洗濯・理容・美容業

- ・洗濯業、洗張・染物業、理容業、美容業、浴場業などの主として個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供する事業所が該当する。
- ・洗濯物取次業（洗濯物の受取り及び引渡しを行う事業所をいう。【例】洗濯物取次所；クリーニング取次所
- ・理容業（主として頭髮の刈り込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業所をいう。）【例】理容店；理髪店；バーバー；床屋
- ・美容業（主としてパーマメントウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業所をいう。）【例】美容室；美容院；ビューティサロン
- ・エステティック業（手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所をいう。【例】エステティックサロン；美顔術業；美容脱毛業
- ・他に分類されない洗濯・理容・美容（他に分類されない洗濯・理容・美容など主として個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供する事業所をいう。）【例】寝具消毒・乾燥業；コインランドリー業；マニキュア業；ペディキュア業；ネイルサロン

▼不動産取引業

- ・主として不動産の売買、交換又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行う事業所が該当する。
- ・建物売買業（主として建物の売買を行う事業所をいう。）【例】建売業（自ら建築施工しないもの）；事務所売買業；マンション分譲業；中古住宅売買業
- ・土地売買業（主として土地の売買（分譲を含む）を行う事業所をいう。土地を売るために土地の開発を行う事業所は本分類に含まれる。）【例】土地売買業；土地分譲業
- ・不動産代理業・仲介業（主として不動産の売買、貸借、交換の代理又は仲介を行う事業所をいう。駐車場の貸借の仲介を行う事業所も本分類に含まれる。）【例】土地ブローカー；建物仲介業；不動産代理業；不動産仲介業；貸家仲介業

▼不動産賃貸業・管理業

- ・主として不動産の賃貸又は管理を行う事業所が該当する。
- ・貸事務所業（主として事務所、店舗その他の営業所を比較的長期（通例月別又はそれ以上）に賃貸する事業所をいう。【例】貸事務所業（短期のものを除く）；貸店舗業（店舗併用住宅を除く）；貸倉庫業
- ・土地賃貸業（主として土地を賃貸する事業所をいう。）【例】土地賃貸業；地主（土地の賃貸を業とするもの）
- ・その他の不動産賃貸業（主として比較的短期（通例時間別、日別又は週別）に事務所、店舗その他の営業所又は土地に定着する施設を賃貸する事業所をいう。）【例】貸事務所業（短期のもの）；貸会議室業
- ・貸家業（主として住宅（店舗併用住宅を含む）を賃貸する事業所をいう。住宅とは、世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物及び独立して家庭生活を営むことができるように区画され設備された建物の一部をいう。）【例】貸家業；住

宅賃貸業；アパート業；ウィークリーマンション賃貸業；貸別荘業；住宅協会；住宅公社；住宅供給公社；貸店舗業（店舗併用住宅のもの）

#### ▼物品賃貸業

- ・主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所が該当する。
- ・総合リース業（産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが他の小分類3項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する事業所をいう。）【例】総合リース業
- ・その他の各種物品賃貸業（物品賃貸業のうち、他の小分類3項目以上にわたる各種の物品を賃貸する性格を有するものであって、他に分類されない事業所をいう。）【例】各種物品レンタル業
- ・産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）（主として各種産業の用に供する機械器具（建設機械器具を除く）を賃貸する事業所をいう。）【例】農業機械器具賃貸業；通信機械器具賃貸業；電話交換機賃貸業；医療機械器具賃貸業；鉱山機械器具賃貸業；金属工作機械賃貸業；金属加工機械賃貸業；プラスチック成形加工機械賃貸業；電動機賃貸業；計測器賃貸業；自動販売機（コインオペレータ）賃貸業；冷蔵陳列棚賃貸業；荷役運搬機械設備賃貸業；コンテナ賃貸業；パレット賃貸業；ボウリング機械設備賃貸業
- ・建設機械器具賃貸業（主として各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、掘さく機械、整地機械、ロードローラ、ランマ、アスファルト舗装機械、建設用クレーン、鋼矢板などである。）【例】堀削機械器具賃貸業；建設用クレーン賃貸業；整地機械賃貸業；基礎工事用機械賃貸業；仮設資材賃貸業
- ・事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）（主として事務用機械器具を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、タイプライタ、会計機械、複写機、タイムレコーダ、金銭登録機、電動計算機などである。）【例】事務用機械器具賃貸業；電子式複写機賃貸業；会計機械賃貸業；金銭登録機賃貸業；ファイリングシステム用器具賃貸業
- ・電子計算機・同関連機器賃貸業（主として電子計算機及び同関連機器を賃貸する事業所をいう。）【例】電子計算機賃貸業；電子計算機関連機器賃貸業
- ・自動車賃貸業（主として自動車を賃貸する事業所をいう。主な賃貸物品は、乗用車、ライトバン、バス、トラック、タンクローリー、二輪自動車などである。）【例】レンタカー業；自動車リース業
- ・スポーツ・娯楽用品賃貸業（主としてスポーツ用品及び娯楽用品を賃貸する事業所をいう。）【例】スポーツ用品賃貸業；スキー用品賃貸業；スケート靴賃貸業；貸自転車業；運動会用具賃貸業；貸テント業；貸ヨット業；貸モータボート業；貸馬業
- ・映画・演劇用品賃貸業（主として映画・演劇用物品を賃貸する事業所をいう。）【例】映画用諸道具賃貸業；演劇用諸道具賃貸業；映写機賃貸業；映画フィルム賃貸業；貸衣しょう業（映画・演劇用のもの）
- ・音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）（主としてコンパクトディスク、ビデオテープなどの音楽・映像記録物を賃貸する事業所をいう。）【例】レンタルビデオ業；レコード賃貸業；ミュージックテープ・CD賃貸業
- ・貸衣しょう業（別掲を除く）（主として冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょうを賃貸する事業所をいう。）【例】貸衣しょう業（映画・演劇用を除く）；レンタルブティック
- ・他に分類されない物品賃貸業（他に分類されない物品を賃貸する事業所をいう。）【例】貸テレビ業；貸本屋；貸楽器業；貸美術品業；貸ふとん業；貸植木業；貸花環業；貸ピアノ業；医療・福祉用具賃貸業

#### ▼専門サービス業（他に分類されないもの）

- ・法務に関する事務、助言、相談、その他の法律サービス、財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び他に分類されない自由業的、専門的なサービスを提供する事業所が該当する。
- ・法律事務所（訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議の申立て、再審査請求などの法律事務を行う事業所をいう。）【例】法律事務所；弁護士事務所；弁護士法人事務所；法律相談所
- ・特許事務所（特許、実用新案、意匠又は商標に関する登録申請、異議の申立てなどの代理及び鑑定などの業務を行う事業所をいう。）【例】特許事務所；特許業務法人事務所；弁理士事務所；特許出願代理業
- ・公証人役場、司法書士事務所（公正証書の作成、私署証書の認証を行う事業所及び司法官署に提出する書類の作成、登記又は供託に関する手続の代理を行う事業所をいう。）【例】公証人役場；司法書士事務所；司法書士法人事務所
- ・土地家屋調査士事務所（不動産の表示に関する登記について必要な土地、家屋に関する調査又は測量、登記の申請手続き及び筆界特定の手続きについての代理を行う事業所をいう。）【例】土地家屋調査士事務所；土地家屋調査士法人事務所
- ・行政書士事務所（官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類などの作成を行う事業所をいう。）【例】行政書士事務所；行政書士法人事務所
- ・公認会計士事務所（財務書類の監査、証明、調整又は財務に関する調査、立案、相談などの業務を行う事業所をいう。）【例】公認会計士事務所；監査法人事務所；外国公認会計士事務所；会社設立決算事務引受業
- ・税理士事務所（税務代理、税務書類の作成及び税務相談などの業務を行う事業所をいう。）【例】税理士事務所；税理士法人事務所
- ・社会保険労務士事務所（労働・社会保険諸法令に基づく申請書等・帳簿書類の作成、提出手続の代行、申請等に関する事務代理、労務管理その他の労働・社会保険に関する事項の相談・指導を行う事業所をいう。）【例】社会保険労務士事務所；社会保険労務士法人事務所
- ・探偵事務所「他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であつて当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き取り、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務」（探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年6月8日法律第60号）第2条第1項）の用に供する施設をいう。
- ・古物商「古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの」（古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）第2条第2項第1号）の営業の用に供する施設をいう。【例】中古車販売店、リサイクルショップ、古書店
- ・質店「物品（有価証券を含む。）を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもつてその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業」（質屋営業法（昭和25年5月8日法律第158号）第1条第1項）の用に供する施設をいう。

#### ▼技術サービス業（他に分類されないもの）

- ・獣医学的サービス、土木建築に関する設計や相談のサービス、商品検査、計量証明及び写真制作などの技術的なサービスを提供する事業所が該当する。
- ・獣医業（獣医学上の内科的、外科的、歯科のサービスを提供する事業所をいう。）【例】獣医業；家畜診療所；動物病院；ペットクリニック

- ・写真業（商業写真業を除く）（主として肖像撮影、フィルム現像、焼付、引伸を行う事業所及びフィルム複写を行う事業所をいう。）【例】写真撮影業；写真館

#### ▼その他の生活関連サービス業

- ・主として個人を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所が該当する。
- ・旅行業（旅行業者代理業を除く）（運送又は宿泊等のサービスの提供について、提供者又は旅行者のいずれか一方を代理して契約を締結する等の行為を行う事業所をいう。）【例】第一種旅行業；第二種旅行業；第三種旅行業
- ・旅行業者代理業（旅行業を営む者を代理して契約を締結する行為を行う事業所をいう。）【例】旅行業者代理業
- ・結婚相談業、結婚式場紹介業（主として結婚相手の紹介、婚礼のための相談などを行う事業所及び婚礼のための施設の紹介、あっせんを行う事業所をいう。）【例】結婚相談所（営利的なもの）；結婚紹介業；結婚式場紹介業
- ・写真現像・焼付業（主としてフィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所をいう。フィルム現像、焼付、引伸の取次を主として行う事業所も本分類に含まれる。）【例】写真現像・焼付業；写真修整業；DPE取次業
- ・複合サービス業（同一の事業者が一の施設において、複数のサービスを複合的に提供している事業所をいう。）【例】複合アミューズメント施設、インターネットカフェ、まんが喫茶
- ・他に分類されないその他の生活関連サービス業（主として他に分類されない個人サービスを提供する事業所をいう。）【例】易断所；観相業；観光案内業（ガイド）；靴磨き業；ペット美容室；犬猫霊園管理事務所；運転代行業；古綿打直し業；綿打直し仲介業；チケット類売買業；宝くじ売さばき業；飲食を伴う会合も可能な貸しスペース業